

下線は変更部分

u003cbru003e

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>【ソフトバンクカードお申し込みにあたっての ご注意】</p> <p>●ソフトバンクカードの申し込みにあたり、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、お客様が<u>おまかせチャージサービス</u>の申し込みを希望する場合には加えてワイジェイカード株式会社に対して、お申し込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な、お客様に関する所定の情報の申告を行っていただきます。また、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびワイジェイカード株式会社に対しては、本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行っていただきます。</p> <p>●上記のお申込情報に加えて、各社は、ソフトバンクカード会員規約、T会員規約、<u>おまかせチャージサービス利用規約</u>に定める目的・内容でソフトバンクカードのご利用等に関する情報を収集し、各社所定の保護措置を講じたうえで保有・利用いたします。</p> <p>●カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社によって収集される個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、申告された他社発行のTカード番号、その更新情報およびその他T会員規約により定められた情報）の取扱いについては、T会員規約の第4条「個人情報について」をご参照ください。</p> <p style="text-align: center;">ソフトバンクカード会員規約</p> <p>【総則】 第1条～第20条 （記載省略）</p> <p>【プリペイドカードサービス】 第21条～第25条 （記載省略）</p>	<p>【ソフトバンクカードお申し込みにあたっての ご注意】</p> <p>●ソフトバンクカードの申し込みにあたり、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、お客様が<u>ソフトバンクカード クレジット機能（おまかせチャージ）</u>サービスの申し込みを希望する場合には加えてワイジェイカード株式会社に対して、お申し込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な、お客様に関する所定の情報の申告を行っていただきます。また、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびワイジェイカード株式会社に対しては、本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行っていただきます。</p> <p>●上記のお申込情報に加えて、各社は、ソフトバンクカード会員規約、T会員規約、<u>ソフトバンクカード クレジット機能（おまかせチャージ）サービス利用規約</u>に定める目的・内容でソフトバンクカードのご利用等に関する情報を収集し、各社所定の保護措置を講じたうえで保有・利用いたします。</p> <p>● （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">ソフトバンクカード会員規約</p> <p>【総則】 第1条～第20条 （現行どおり）</p> <p>【プリペイドカードサービス】 第21条～第25条 （現行どおり）</p>	<p>サービス名称変更のため</p> <p>サービス名称変更のため</p>

<p>【資金移動（現金バリュー）サービス】 第 26 条 (記載省略)</p> <p>第 27 条 (現金バリューのチャージ) 1. (記載省略) 2. 会員が第 34 条に定める「<u>おまかせチャージ</u>」を利用して、ワイジェイカードから金銭の借入を受けて現金バリューへのチャージを行う場合、当社は、会員から委託を受けた代理人としてワイジェイカードから金銭の振込を受け代理受領し、当該金銭の受領時点から最大 24 時間内に、会員の現金バリューの利用可能残高を増加させます。なお、会員は、当該代理権の付与および金銭の借入申込後における当社への現金バリューのチャージ依頼について、取消し、撤回はできません。</p> <p>第 28 条 ～ 第 33 条 (記載省略)</p> <p>【おまかせチャージ】 第 34 条 (おまかせチャージ)</p> <p>1. 本カードの利用申込みと同時または利用開始後に、ワイジェイカード株式会社 (以下「ワイジェイカード」といいます) が提供する、<u>ワイジェイカードのクレジットサービス</u>の利用またはワイジェイカードから金銭の借入を受けることにより、プリペイドバリューまたは現金バリューのチャージを可能とするサービスの申込みを行うことができます。なお、おまかせチャージの提供にあたっては、ワイジェイカードの定める所定の審査があり、審査の結果、提供ができない場合があります。おまかせチャージの申込者は、本規約に加えて、ワイジェイカードが定めるおまかせチャージ規約 (個人情報の取り扱いに関する条項を含む全文) を同意いただく必要があります。</p> <p>【一般条項】 第 35 条 ～ 第 40 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>【資金移動（現金バリュー）サービス】 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (現金バリューのチャージ) 1. (現行どおり) 2. 会員が第 34 条に定める「<u>クレジット機能（おまかせチャージ）</u>」を利用して、ワイジェイカードから金銭の借入を受けて現金バリューへのチャージを行う場合、当社は、会員から委託を受けた代理人としてワイジェイカードから金銭の振込を受け代理受領し、当該金銭の受領時点から最大 24 時間内に、会員の現金バリューの利用可能残高を増加させます。なお、会員は、当該代理権の付与および金銭の借入申込後における当社への現金バリューのチャージ依頼について、取消し、撤回はできません。</p> <p>第 28 条 ～ 第 33 条 (記載省略)</p> <p>【おまかせチャージ】 第 34 条 (クレジット機能 (おまかせチャージ))</p> <p>1. 本カードの利用申込みと同時または利用開始後に、ワイジェイカード株式会社 (以下「ワイジェイカード」といいます) が提供する <u>ソフトバンクカード クレジット機能 (おまかせチャージ) サービス</u> (以下「おまかせチャージ」といいます。) の利用またはワイジェイカードから金銭の借入を受けることにより、プリペイドバリューまたは現金バリューのチャージを可能とするサービスの申込みを行うことができます。なお、おまかせチャージの提供にあたっては、ワイジェイカードの定める所定の審査があり、審査の結果、提供ができない場合があります。おまかせチャージの申込者は、本規約に加えて、ワイジェイカードが定めるおまかせチャージ規約 (個人情報の取り扱いに関する条項を含む全文) を同意いただく必要があります。</p> <p>【一般条項】 第 35 条 ～ 第 40 条 (記載省略)</p> <p>(2017 年 2 月 1 日改定実施)</p>	<p>サービス名称変更のため</p> <p>サービス名称変更のため</p> <p>改訂日更新</p>
---	---	--

以上